

○長浜市入札監視委員会規則

平成 25 年 10 月 1 日規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号）第 6 条の規定に基づき、長浜市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 長浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況について報告を受け、改善すべき事項があるときは、市長に意見を具申すること。
- (2) 委員会が指定した工事等に関し、競争参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等について審議を行い、市長にその結果を報告するとともに改善すべき事項があるときは、意見を具申すること。
- (3) 指名競争入札の非指名理由に対する再苦情（当該苦情に対する説明を了解しない者が再度申し立てた苦情をいう。以下同じ。）を審査し、市長にその結果を報告すること。
- (4) 一般競争入札における入札参加資格がないとした理由に対する再苦情を審査し、市長にその結果を報告すること。
- (5) 総合評価方式における技術提案の不採用理由及び非落札理由に対する再苦情を審査し、市長にその結果を報告すること。
- (6) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成 24 年長浜市告示第 213 号）第 3 条第 1 項若しくは第 4 条の規定による入札参加停止又は同要綱第 13 条の規定による警告若しくは注意の喚起の措置に対する再苦情を審査し、市長にその結果を報告すること。
- (7) 工事成績評定に対する再苦情を審査し、市長にその結果を報告すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項について調査及び審議し、市長に意見を具申又は報告すること。

(組織)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で、客観的に入札及び契約手続についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、所掌事務を総括し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議及び議決)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として6か月に1回開催する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(指定の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号に規定する工事等の指定をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(再苦情処理に係る報告の期限)

第6条 第2条第3号から第7号までの報告は、再苦情処理の申立てのあった日からおおむね50日(長浜市の休日定める条例(平成18年長浜市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を含む。)以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第8号までに掲げる事務について、自己又は3親等内の親族の利害に係る議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約管理課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。